令和４年度後期高齢者健康診査のお知らせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課☎ 088-677-3666 ／役場福祉課☎ 77-3614

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

●対象となる方 ※長期入院・施設入所等の方は、健康診査の対象にはなりません。

▶申込みしなくても受診券が届く方

1）令和３年10月１日から令和４年９月30日までに新規に加入した方

※令和４年10月１日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください（市町村国保の場合は、受診券の有効期限が９月末までとなりますので、有効期限内に受診してください）。

2）令和３年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方

※広域連合が受診を確認できた方に限ります。

3）生活習慣病と診断されていない方

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

▶申込みにより受診券が届く方

1）上記１～３以外の方で受診を希望する方

※生活習慣病と診断されている方でも，申込みにより健診を受診できます。

○申込期間：６月中旬から12月中旬まで

○申込先　：役場福祉課・由岐支所・健康増進課窓口に備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

●受診券送付時期

６月中旬から12月中旬まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

●受診費用

無料

●受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和４年12月末まで

●健診項目

身体計測，血圧測定，血液検査（貧血検査含む），尿検査，心電図検査，眼底検査

※市町村国保の特定健診と同じ項目です。

※眼底検査は，医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。

※がん検診は，お住まいの市町村へお問い合わせください。

●予約

受診する医療機関に事前予約が必要

●持参するもの

1）健康診査受診券

2）後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）

3）被保険者証

住まいの耐震化事業のご案内

役場消防防災課☎ 77-3619

STEP1：耐震診断

大規模な地震に対して、ご自宅がどの程度の安全性があるかを判定します。※要件は１～３全て満たすこと。

●要件：1）木造住宅（倉庫・店舗等は対象外）
　　2）平成12年５月31日以前に建てた住宅
　　3）３階建て以下

●費用：3,000円

●内容：耐震診断員が現地調査を行う。

STEP2：補強計画

改修工事の参考となる補強計画を提示します。

●要件：耐震診断で評定1.0未満と判定された住宅

※耐震シェルター設置支援事業を予定している方はお申込できません。

●費用：6,000円

STEP3：改修工事

1）住み続けるために本格的に耐震補強工事をする方へ（耐震改修支援事業）

●要件　　：耐震診断で、評点1.0未満と判定された住宅

●必須条件：耐震改修後の評点を1.0以上とする工事であること
　　高さ1.5m以上の家具を固定すること　ほか

●補助金額：補助率4/5（上限100万円）

2）住宅が倒壊しても命を守りたい方へ（耐震シェルター設置支援事業）

●要件　　：耐震診断で、評点1.0未満と判定された住宅
　　現在居住している住宅

●必須条件：耐震シェルター又は耐震ベッドの設置をすること
　　高さ1.5m以上の家具を固定すること　ほか

●補助金額：補助率4/5（上限80万円　※耐震ベッドの場合は40万円）

3）命だけは守る簡易な耐震補強工事をする方へ（簡易耐震補強事業）

●要件　　：耐震診断で、評点1.0未満と判定された住宅
　　現在居住している住宅の所有者

●必須条件：下記の（1）を含む２つ以上の工事を町内建築事業者により施工すること
　　1）高さ1.5 m以上の家具の固定（必須）
　　2）住宅の部分的（寝室や居間、台所等）な補強工事
　　3）１階部分に耐力壁を釣り合いよく設置する工事
　　4）腐朽又は破損した構造部材の取り替え又は補強工事
　　5）耐震補強金物による接合部の補強工事

●補助金額：補助率1/2（上限50万円）※国及び県の補助金との併用は不可

4）感震ブレーカーを設置する方へ（感震ブレーカー設置支援事業）

●要件　　：美波町に住所を有する方

●必須条件：（一財）日本消防設備安全センターが推奨品と定める感震ブレーカーを設置すること

●補助金額：補助率1/2（上限2,000円）